

スポーツ仲裁に関する規程

第1条 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟がする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

附則

この規程は、2020年（令和2）年2月15日から施行する。

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟